

地方教育行政の組織の改革による地方教育行政の適正な運営の確保に関する法律案の概要

【法案の理念】

地方公共団体における教育行政について、教育基本法の趣旨にのっとり、教育の機会均等、教育水準の維持向上及び地域の実情に応じた教育の振興が図られるよう、国との適切な役割分担及び相互の協力の下、その責任体制を明確にした上で教育の中立性を確保しつつ、公正かつ適正に行う。

【法案の概要】

1. 教育行政における責任の一元化

- 地方公共団体における教育行政は、首長が行うものとする。
- 首長は、教育の振興に関する総合的な施策の方針を定めること。
- 首長が教育長を任命（任期4年）し、任期中いつでも解職できること。
- 教育長は、首長の指揮監督の下、教育に関する事務をつかさどること。

2. 教育行政に対する評価・監視機能の確保

- 議会において選挙された委員からなる教育監査委員会を置くこと。
- 教育監査委員会は、以下の事務を処理すること。
 - ①教育行政に関する評価・監視
 - ②首長に対する勧告
 - ③学校教育等に関する事務に係る苦情についてのあっせん
- 首長は、教育の振興に関する総合的な施策の方針を定め、変更しようとするときは議会の議決を経ること。

3. その他

- 首長が教育に関する事務を行うに当たっては、学校の管理運営が主体的に行われるようにするとともに、緊急事態に適切に対処することができるよう配慮すること。
- 県費負担教職員の任命権者を市町村長とすること及び国の負担の在り方も含む県費負担教職員の人件費の負担について、検討を加え、必要な措置を講ずるものとする。
- 学校運営協議会について、原則として地方公共団体が設置する全ての小学校及び中学校に設置されるよう検討を加え、必要な措置を講ずるものとする。

4. 施行期日

平成27年4月1日